

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2026年4月8日

【会社名】 unbanked株式会社  
(旧会社名 UNBANKED株式会社)

【英訳名】 unbanked inc.  
(旧英訳名 UNBANKED, INC.)  
(注) 2025年6月27日開催の第53期定時株主総会の決議により、2025年7月1日から会社名を上記の通り変更いたしました。

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 安達 哲也

【本店の所在の場所】 東京都渋谷区恵比寿一丁目18番14号

【電話番号】 03(6456)2670(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役管理本部長 七條 利明

【最寄りの連絡場所】 東京都渋谷区恵比寿一丁目18番14号

【電話番号】 03(6456)2670(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役管理本部長 七條 利明

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 株式及び新株予約権証券

【届出の対象とした募集金額】

その他の者に対する割当	
株式	458,941,100円
第3回新株予約権	
その他の者に対する割当	41,289,600円
新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額	3,360,879,600円

(注) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額は、全ての本新株予約権が当初の行使価額で行使されたと仮定して算出された金額であり、行使価額が調整された場合には、新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額は増加又は減少する可能性があります。また、新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額は減少する可能性があります。

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

当社は、2026年4月8日付の取締役会の書面決議によって、第3回新株予約権の発行数量の変更決議をいたしました。そのため、2026年3月26日に提出した有価証券届出書、同年4月2日に提出した当該有価証券届出書の訂正届出書の記載事項のうち、これに関連する事項を訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

## 2【訂正事項】

### 第一部 証券情報

#### 第1 募集要項

- 2 株式募集の方法及び条件
- 4 新規発行新株予約権証券（第3回新株予約権証券）
- 5 新規発行による手取金の使途

#### 第3 第三者割当の場合の特記事項

- 1 割当予定先の状況
- 3 発行条件に関する事項
- 4 大規模な第三者割当に関する事項
- 5 第三者割当後の大株主の状況
- 6 大規模な第三者割当の必要性

### 第三部 追完情報

- 事業等のリスクについて
- 臨時報告書の提出

## 3【訂正箇所】

訂正箇所は下線で示しています。

## 第一部 証券情報

## 第1【募集要項】

## 4【新規発行新株予約権証券（第3回新株予約権証券）】

(訂正前)

## (1)【募集の条件】

発行数	118,919個（新株予約権1個につき100株）
発行価額の総額	41,859,488円
発行価額	新株予約権1個につき352円（新株予約権の目的である株式1株当たり3.52円）
申込手数料	該当事項はありません。
申込単位	1個
申込期間	2026年4月14日（火）
申込証拠金	該当事項はありません。
申込取扱場所	unbanked株式会社 管理本部 東京都渋谷区恵比寿一丁目18番14号
払込期日	2026年4月14日（火）
割当日	2026年4月14日（火）
払込取扱場所	株式会社三井住友銀行 東京中央支店 東京都中央区日本橋室町2丁目1番1号

(注)1. 本有価証券届出書によるunbanked株式会社（以下「当社」といいます。）第3回新株予約権については、2026年3月26日(木)開催の当社取締役会で決議しております。

&lt; 中略 &gt;

## (2)【新株予約権の内容等】

&lt; 中略 &gt;

新株予約権の目的となる株式の数	1. 本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、その総数は11,891,900株とする（本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下、「割当株式数」といいます。）は100株とする。）。但し、本欄第2項ないし第4項により、割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。  < 以下、省略 >
-----------------	--

&lt; 中略 &gt;

新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	金3,407,267,188円 (注)、すべての新株予約権が行使されたと仮定して算出された金額です。新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合、新株予約権者がその権利を喪失した場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、上記株式の発行価額の総額は減少します。
---------------------------------	---

&lt; 後略 &gt;

(訂正後)

## (1)【募集の条件】

発行数	117,300個（新株予約権1個につき100株）
発行価額の総額	41,289,600円
発行価額	新株予約権1個につき352円（新株予約権の目的である株式1株当たり3.52円）
申込手数料	該当事項はありません。
申込単位	1個
申込期間	2026年4月14日（火）
申込証拠金	該当事項はありません。
申込取扱場所	unbanked株式会社 管理本部 東京都渋谷区恵比寿一丁目18番14号
払込期日	2026年4月14日（火）
割当日	2026年4月14日（火）
払込取扱場所	株式会社三井住友銀行 東京中央支店 東京都中央区日本橋室町2丁目1番1号

(注) 1. 本有価証券届出書によるunbanked株式会社（以下「当社」といいます。）第3回新株予約権については、2026年3月26日（木）開催の当社取締役会で決議し、2026年4月8日（水）付で取締役会の書面決議において第3回新株予約権の発行数の変更決議をいたしました。変更を決議した理由については、本第三者割当により発行される第3回新株予約権の発行数量につきましては、当初118,919個としておりましたが、既存株主への影響を低減しつつ希薄化率を調整する観点から、発行数量の一部を見直し、117,300個に変更することといたしました。2025年11月19日付け「第三者割当による第3回新株予約権の募集に関するお知らせ」のとおり当社には従前から資金需要があり資金調達の必要性及びその計画があったところ、2025年12月15日付け「売上債権に対する貸倒引当金の計上見込みに関するお知らせ」のとおり売上債権1,340百万円の回収遅延まで生じたため、当社は、迅速かつ確実な資金調達を実現するべく、割当先が特定引受人に当たらない方式で資金調達をすることといたしました。本新株予約権の発行数量の変更により、新株予約権の発行数を減少させることとなるため、行使時の払込金額が合計46,387,588円減少することが見込まれます。これに伴い、資金用途については、金地金事業資金として充当する予定額1,341百万円を1,294百万円に減少させることとしております。また、割当予定先への割当数を減少させる結果、2026年3月31日現在における当社の総株主の議決権数134,249個に対し、A U投資事業組合が本第三者割当により割り当てられる新株式及び新株予約権の全部を行使した場合の議決権数は133,517個となり、議決権比率は49.86%となる見込みです。なお、本件変更による金地金事業における仕入資金及び買取資金への影響は軽微であり、当社の資金用途及び事業計画に与える影響はありません。

&lt; 中略 &gt;

## (2)【新株予約権の内容等】

&lt; 中略 &gt;

新株予約権の目的となる株式の数	1. 本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、その総数は11,730,000株とする（本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下、「割当株式数」といいます。）は100株とする。）。但し、本欄第2項ないし第4項により、割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。  < 以下、省略 >
-----------------	--

&lt; 中略 &gt;

新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	金3,360,879,600円 (注)、すべての新株予約権が行使されたと仮定して算出された金額です。新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合、新株予約権者がその権利を喪失した場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、上記株式の発行価額の総額は減少します。
---------------------------------	---

&lt; 後略 &gt;

## 5【新規発行による手取金の使途】

(訂正前)

## (1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
3,866,208,288	10,130,000	3,856,078,288

&lt; 中略 &gt;

## (2)【手取金の使途】

&lt; 本新株予約権における資金使途 &gt;

具体的な使途	金額（百万円）	支出予定時期
子会社（クラウドバンク・フィナンシャルサービス株式会社）の事業資金	742	2026年5月～2028年3月
子会社（クラウドバンク・キャピタル株式会社）の事業資金	1,200	2026年5月～2028年3月
子会社（日本クラウド証券株式会社）の事業資金	115	2026年5月～2028年3月
金地金事業資金	1,341	2026年5月～2028年3月
合計	3,398	-

&lt; 中略 &gt;

## 金地金事業の資金

本第三者割当増資により調達する資金のうち、1,341百万円を金地金事業における仕入資金および買取資金として充当いたします。

&lt; 中略 &gt;

当社では従前、在庫水準を約40kgとしておりましたが、大口取引の増加および取引単価の上昇を踏まえ、複数案件が同時に発生した場合にも機動的に対応できる体制を確保する観点から、当面の運営上必要な在庫水準を約65kgへ引き上げることといたしました。

本第三者割当増資における金地金事業への充当予定額1,341百万円は、在庫積増資金および買取資金として活用することを想定しており、足元の相場水準を前提とした場合、理論上は約45kg相当の金地金の取得が可能な規模となっており、当社の月間平均在庫数量（2025年4月から2026年2月までの期間平均）が19.7kgであるため、見直し後の在庫水準と整合的な水準となっております。

なお、当該65kgは、現時点において当面確保すべき在庫水準として設定したものであり、今後の市況、取引動向および資金効率等の変化に応じて、適切に見直していく方針です。

&lt; 中略 &gt;

今回の調達資金1,341百万円を活用することで、当社は安定的な在庫水準を確保し、大口顧客へのサービス体制を強化するとともに、今後の市場拡大を確実に取り込む体制を構築してまいります。これにより、当社の金地金事業は中長期的に持続可能な収益基盤として、グループ全体の成長を支える柱へと進化していくものと考えております。

中略 &gt;

## (本新株予約権のデメリット)

既存株式の希薄化が生じること

本新株予約権の行使が進んだ場合、11,891,900株の新株式が交付されるため、既存株式の希薄化が生じることになります。

&lt; 後略 &gt;

（訂正後）

（１）【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
3,819,820,700	10,130,000	3,809,690,700

< 中略 >

（２）【手取金の使途】

< 本新株予約権における資金使途 >

具体的な使途	金額（百万円）	支出予定時期
子会社（クラウドバンク・フィナンシャルサービス株式会社）の事業資金	742	2026年5月～2028年3月
子会社（クラウドバンク・キャピタル株式会社）の事業資金	1,200	2026年5月～2028年3月
子会社（日本クラウド証券株式会社）の事業資金	115	2026年5月～2028年3月
金地金事業資金	1,294	2026年5月～2028年3月
合計	3,351	-

< 中略 >

金地金事業の資金

本第三者割当増資により調達する資金のうち、1,294百万円を金地金事業における仕入資金および買取資金として充当いたします。

< 中略 >

当社では従前、在庫水準を約40kgとしておりましたが、大口取引の増加および取引単価の上昇を踏まえ、複数案件が同時に発生した場合にも機動的に対応できる体制を確保する観点から、当面の運営上必要な在庫水準を約64kgへ引き上げることいたしました。

本第三者割当増資における金地金事業への充当予定額1,294百万円は、在庫積増資金および買取資金として活用することを想定しており、足元の相場水準を前提とした場合、理論上は約44kg相当の金地金の取得が可能な規模となっており、当社の月間平均在庫数量（2025年4月から2026年2月までの期間平均）が19.7kgであるため、見直し後の在庫水準と整合的な水準となっております。

なお、当該64kgは、現時点において当面確保すべき在庫水準として設定したものであり、今後の市況、取引動向および資金効率等の変化に応じて、適切に見直していく方針です。

< 中略 >

今回の調達資金1,294百万円を活用することで、当社は安定的な在庫水準を確保し、大口顧客へのサービス体制を強化するとともに、今後の市場拡大を確実に取り込む体制を構築してまいります。これにより、当社の金地金事業は中長期的に持続可能な収益基盤として、グループ全体の成長を支える柱へと進化していくものと考えております。

< 中略 >

（本新株予約権のデメリット）

既存株式の希薄化が生じること

本新株予約権の行使が進んだ場合、11,730,000株の新株式が交付されるため、既存株式の希薄化が生じることになります。

< 後略 >

### 第3【第三者割当の場合の特記事項】

#### 1【割当予定先の状況】

(訂正前)

<前略>

e. 割り当てようとする株式の数

AU投資事業組合 新株式 1,621,700株 新株予約権 118,919個(目的となる株式11,891,900株)

<後略>

(訂正後)

<前略>

e. 割り当てようとする株式の数

AU投資事業組合 新株式 1,621,700株 新株予約権 117,300個(目的となる株式11,730,000株)

<後略>

#### 3【発行条件に関する事項】

(訂正前)

(1) 発行価額の算定根拠

<中略>

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本新株式の発行により増加する株式数及び本新株予約権に係る潜在株式数は、それぞれ1,621,700株及び11,891,900株の合計13,513,600株(議決権個数は135,136個)となり、2025年10月31日現在の当社の発行済株式総数13,570,982株(議決権の総数は134,217個)に対して99.58%(議決権の総数に対しては100.68%)となり、当社株式に一定の希薄化が生じることとなります。

<後略>

(訂正後)

(1) 発行価額の算定根拠

<中略>

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本新株式の発行により増加する株式数及び本新株予約権に係る潜在株式数は、それぞれ1,621,700株及び11,730,000株の合計13,351,700株(議決権個数は133,517個)となり、2025年10月31日現在の当社の発行済株式総数13,570,982株(議決権の総数は134,217個)に対して98.38%(議決権の総数に対しては99.48%)となり、当社株式に一定の希薄化が生じることとなります。

<後略>

#### 4【大規模な第三者割当に関する事項】

(訂正前)

本新株式の発行により増加する株式数及び本新株予約権に係る潜在株式数は、それぞれ1,621,700株及び11,891,900株の合計株となり、2025年10月31日現在の当社の発行済株式総数13,570,982株(議決権の総数は134,213個)に対して99.58%(議決権の総数に対しては100.69%)となり、当社株式に一定の希薄化が生じることとなります。本第三者割当増資による希薄化率が25%以上となることから、「企業内容等の開示に関する内閣府令 第2号様式 記載上の注意(23-6)」に規定する大規模な第三者割当に該当いたします。

(訂正後)

本新株式の発行により増加する株式数及び本新株予約権に係る潜在株式数は、それぞれ1,621,700株及び11,730,000株の合計13,351,700株となり、2025年10月31日現在の当社の発行済株式総数13,570,982株(議決権の総数は134,213個)に対して98.38%(議決権の総数に対しては99.48%)となり、当社株式に一定の希薄化が生じることとなります。本第三者割当増資による希薄化率が25%以上となることから、「企業内容等の開示に関する内閣府令 第2号様式 記載上の注意(23-6)」に規定する大規模な第三者割当に該当いたします。

## 5【第三者割当後の大株主の状況】

(訂正前)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (百株)	総議決権数 に対する所有議決権数 の割合	割当後の所有 株式数 (百株)	割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合
AU投資事業組合	東京都港区東麻布二丁目26番16号	-	-	135,236	50.17%
MaaaaRuホールディングス株式会社	東京都中野区若宮三丁目12番2号	22,368	16.67%	22,368	8.30%
Akatsuki Capital Works株式会社	大阪府大阪市北区梅田1-1-3	17,647	13.15%	17,647	6.55%
株式会社コンサパティヴホールディングス	東京都目黒区目黒四丁目3-15	11,335	8.45%	11,335	4.21%
楽天証券株式会社	東京都港区南青山2-6-21	5,884	4.38%	5,884	2.18%
松井証券株式会社	東京都千代田区麹町1-4	4,010	2.99%	4,010	1.49%
勝 えり子	千葉県市川市	3,271	2.44%	3,271	1.21%
本田 求	兵庫県芦屋市	2,865	2.13%	2,865	1.06%
株式会社SBI証券	東京都港区六本木1-6-1	2,078	1.55%	2,078	0.77%
トリリオン投資事業有限責任組合	東京都中央区銀座1-22-11	2,050	1.53%	2,050	0.76%
		71,508	53.28%	206,644	76.72%

(後略)

(訂正後)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (百株)	総議決権数 に対する所有 議決権数の 割合	割当後の所 有株式数 (百株)	割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合
A U投資事業組合	東京都港区東麻布二丁目26番16号	-	-	<u>133,517</u>	<u>49.87%</u>
MaaaaRuホールディングス株式会社	東京都中野区若宮三丁目12番2号	22,368	16.67%	22,368	<u>8.35%</u>
A k a t s u k i C a p i t a l W o r k s 株式会社	大阪府大阪市北区梅田1-1-3	17,647	13.15%	17,647	<u>6.59%</u>
株式会社コンサパティヴホールディングス	東京都目黒区目黒四丁目3-15	11,335	8.45%	11,335	<u>4.23%</u>
楽天証券株式会社	東京都港区南青山2-6-21	5,884	4.38%	5,884	<u>2.20%</u>
松井証券株式会社	東京都千代田区麹町1-4	4,010	2.99%	4,010	<u>1.50%</u>
勝 えり子	千葉県市川市	3,271	2.44%	3,271	<u>1.22%</u>
本田 求	兵庫県芦屋市	2,865	2.13%	2,865	<u>1.07%</u>
株式会社S B I証券	東京都港区六本木1-6-1	<u>2,219</u>	<u>1.65%</u>	<u>2,219</u>	<u>0.83%</u>
トリリオン投資事業有限責任組合	東京都中央区銀座1-22-11	<u>2,100</u>	<u>1.56%</u>	<u>2,100</u>	<u>0.78%</u>
		<u>71,699</u>	<u>53.42%</u>	<u>205,216</u>	<u>76.65%</u>

(後略)

## 6【大規模な第三者割当の必要性】

(訂正前)

<前略>

そのため、当社は、当社及び割当予定先との間に利害関係のない社外有識者である小井土直樹弁護士(銀座みゆき通り法律事務所)、豊島英征弁護士(豊島法律事務所)、当社監査等委員である楠原孝堯氏の3名で構成される特別委員会(以下、「本特別委員会」といいます。)を設置し、本第三者割当増資の必要性及び相当性に関する客観的な意見を求め、以下の内容の意見書を2026年3月25日に入手しております。小井土直樹弁護士は、本第三者割当のようなファイナンス取引に関する知見を有する専門家であり、他社ファイナンスにおいても複数の実績を有していること、さらには前回第3回新株予約権の発行条件に係る合理性等の意見書においても専門的な知識と知見によつて的確な意見を頂けたことを踏まえ、依頼をいたしました。

<中略>

これらの専門性および経験を踏まえ、本件の公正性・透明性を確保する観点から特別委員会委員として選定いたしました。なお、本特別委員会の意見の概要は以下のとおりです。

(訂正後)

<前略>

そのため、当社は、当社及び割当予定先との間に利害関係のない社外有識者である小井土直樹弁護士(銀座みゆき通り法律事務所)、豊島英征弁護士(豊島法律事務所)、当社監査等委員である楠原孝堯氏の3名で構成される特別委員会(以下、「本特別委員会」といいます。)を設置し、本第三者割当増資の必要性及び相当性に関する客観的な意見を求め、以下の内容の意見書を2026年3月25日に入手、第3回新株予約権の発行数量の変更による追加意見書を2026年4月7日付で入手しております。小井土直樹弁護士は、本第三者割当のようなファイナンス取引に関する知見を有する専門家であり、他社ファイナンスにおいても複数の実績を有していること、さらには前回新株予約権の発行条件に係る合理性等の意見書においても専門的な知識と知見によつて的確な意見を頂けたことを踏まえ、依頼をいたしました。

<中略>

これらの専門性および経験を踏まえ、本件の公正性・透明性を確保する観点から特別委員会委員として選定いたしました。なお、本特別委員会の意見の概要、及び、追加意見書の概要は以下のとおりです。

<中略>

### 追加意見書の概要

#### 第1 諮問事項

会社より、2026年4月6日、「unbanked株式会社 第3回新株予約権発行要項」を変更し、発行新株予約権数を118,919個(目的となる株式11,891,900株)から117,300個(目的となる株式11,730,000株)に減少させ、あわせてAU投資事業組合に対する割当新株予約権数も117,300個に変更したい(以下「本件変更」という。)との申出があり、本件変更により2026年3月25日付け意見書記載の意見(以下「当委員会の意見」という。)の結論に変更があるか否かについて当委員会に対して諮問があった。

#### 第2 答申

本件変更による当委員会の意見の結論に変更はない。なお、当該意見は、当委員会の意見作成時から本件変更があったことのみを踏まえた意見であり、当委員会の意見作成時からそれ以外の事情が追加、変更されたことは検討の対象としていない。

#### 第3 理由

会社によれば、本件変更により、新株予約権の発行数を減少させることとなり、行使時の払込金額が合計46,387,588円減少することが見込まれ、資金使途については、金地金事業資金として用いることとして1,341百万円を予定していたものを1,294百万円に減少させるとのことである。

また、割当予定先への割当数を減少させる結果、2026年3月31日現在で貴社の総株主の議決権数が134,249個であるところ、AU投資事業組合が今回割り当てられる新株式及び全ての新株予約権を行使した場合の議決権数は133,517個になり議決権数は49.86%になるとのことである。

このような本件変更による金地金事業における仕入資金及び買取資金への影響は軽微であると認められ、その他に当委員会の意見における認定及び判断を左右するだけの事情は認められない。

なお、本件変更により、割当予定先であるAU投資事業組合が会社法第206条の2及び同法244条の2の適用を受ける特定引受人に該当しないことになる可能性があるが、その事情が当委員会の意見における認定及び判断を左右するものとはいえない。

## 第三部【追完情報】

（訂正前）

### 事業等のリスクについて

「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第53期、2025年6月30日提出。2025年7月28日に提出された訂正報告書による訂正後のもの）及び半期報告書（第54期、2025年11月14日提出。）（以下「有価証券報告書等」といいます。）の提出日以降、本有価証券届出書提出日（2026年3月26日）までの間において、当該有価証券報告書等に記載された「事業等のリスク」について、追加すべき事項は以下のとおりです。

また、当該有価証券報告書等に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日（2026年3月26日）現在においても変更の必要はないと判断しております。

< 中略 >

### 臨時報告書の提出

「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書の提出日以降、本有価証券届出書提出日（2026年3月26日）までの間において、以下の臨時報告書を関東財務局長に提出しております。

< 後略 >

（訂正後）

### 事業等のリスクについて

「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第53期、2025年6月30日提出。2025年7月28日に提出された訂正報告書による訂正後のもの）及び半期報告書（第54期、2025年11月14日提出。）（以下「有価証券報告書等」といいます。）の提出日以降、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（2026年4月8日）までの間において、当該有価証券報告書等に記載された「事業等のリスク」について、追加すべき事項は以下のとおりです。

また、当該有価証券報告書等に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（2026年4月8日）現在においても変更の必要はないと判断しております。

< 中略 >

### 臨時報告書の提出

「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書の提出日以降、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（2026年4月8日）までの間において、以下の臨時報告書を関東財務局長に提出しております。

< 後略 >

以上